



様式第 5 号(第 6 条関係)

令和 8 年(2026 年) 8 月 2 4 日

甲賀市議会議長 戒脇 浩 様

甲賀市議会政治倫理審査会
委員長 山岡 光広

審査結果報告書

令和 8 年 6 月 2 5 日付けで付託を受けた審査請求について、慎重に審査した結果を甲賀市議会議員政治倫理条例第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査請求の対象となった議員

糸目 仁樹 議員

2. 審査請求の年月日

谷永兼二議員(請求代表者)、木村眞雄議員、出口雅之議員の 3 名から、令和 8 年 6 月 1 2 日付で甲賀市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項の規定により、政治倫理基準等違反審査請求書が提出された。

3. 審査請求事案の内容

- (1) 令和 8 年第 2 回甲賀市議会定例会の一般質問通告書及び令和 8 年 2 月 2 7 日の令和 8 年第 2 回甲賀市議会定例会一般質問において、他人の私生活における不確定な事案を断定した内容を記載し、その旨の発言を行った。
- (2) 令和 8 年 2 月 2 7 日の令和 8 年第 2 回甲賀市議会定例会一般質問において、間接的な要素を複数列举して、個人を特定し得るような状況を作り、個人攻撃とも捉えられるような発言を行った。

4. 審査請求の理由

甲賀市議会議員政治倫理条例第 3 条第 8 号「市民全体の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと」という規定に違反すると思われる。



具体的に、上記(1)については、一般質問通告書に「会長が公金の不正受給をした」と記載し、本会議で「自治振興会・まちづくり協議会役員の不幸事に対する…」と発言したことは、本市の事務に関わらない他人の私生活且つ当該時点での不確定な事案について、審査対象議員が明確な根拠を持たずに記載・発言したことは、地方自治法第132条(品位の保持)、甲賀市議会基本条例第19条(議員の政治倫理)及び甲賀市議会会議規則第151条(品位の尊重)に照らして、違反する疑いがあるというもの。

また上記(2)については、本市の自治振興会・まちづくり協議会の会長が国庫補助金の不正受給に関わった可能性があることに関して、新聞の報道を説明することで、その個人を特定し得る状況をつくり、個人攻撃とも捉えられるような発言を行ったうえ、憶測で当該会長が自治振興会・まちづくり協議会の公金を不当に私的流用し、今後もされる恐れがあると言及したことについても、(1)と同様に、地方自治法、甲賀市議会基本条例及び甲賀市議会会議規則に違反する疑いがあるというもの。

5. 審査の結果

本審査会は、7月10日の第1回審査会開催以降、8月18日まで6回の審査会を重ね、延べ約10時間にわたって、公平・普遍の立場から、総合的に判断して、請求人の指摘通り、審査対象議員による一連の言動は、政治倫理基準等に違反する行為であると認定した。そのうえで、甲賀市議会議員政治倫理条例第11条の措置についても慎重に審査した結果、本審査会は、審査対象議員に対して「陳謝の勧告」を行うことが適当であるとの結論に達した。

なお、こうした判断は、議員の議会での発言を制限しようとするものではない。むしろ、議会における議員の基本的権利として発言の自由は保障されなければならない。言論の府として議会の機能を発揮するためには、不可欠最大の要素でもある。市民の要求を取り上げて、活発旺盛に発言することは、議会の生命線でもある。

同時に甲賀市議会議員政治倫理条例第1条の目的に、「市民全体の代表として高い倫理観が求められることを自覚し、良心及び責任感をもってその責務を果たし、議員と市民との信頼関係を構築し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与する」と記されているように、議員には、常に政治倫理観が求められる。政治倫理とは、単なる道徳的理想ではなく、公職者が市民の代表として、責任ある行動を行うための具体的な行動規範として位置付けられている。今回の請求事案は、この点が問われている。

今回の請求事案を通じて明らかになったのは、甲賀市議会議員がお互い

に、議員としての資質と力量を高めることと一体のものとして、政治倫理が構築されるものであることを自覚し、真摯に議会活動・議員活動に取り組むことが求められている。

6. 審査会の経過と審査のポイント

(1) 今回の審査にあたっては、まず、請求人が指摘している点が事実として認められるかどうかを、一般質問通告書及び本会議の会議録、審査対象議員による弁明と聞き取り等を踏まえ、委員全員で確認した。

① まず事務局から提出された「一般質問通告書」には、「その会長が不正受給をした。」と断定している。前段では「不正受給をしたと報道があった」と前置きしているが、本会議でも「自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事」と述べるなど、請求人が指摘する「不確定な事案を断定した内容を記載し、その旨の発言を行った」のは事実である。

② この点については、審査対象議員が第3回の審査会で「私もこれは確かに表現間違っていたと思ったので、当日はその発言使っていないはずです」と弁明しているが、仮にそうであるならば、提出した一般質問通告書で断定した記述を訂正すべきであった。審査対象議員は「修正が利かなかった」と発言しているが、後に議会事務局に確認したところ、「通告書提出後に訂正があれば、それは可能」との見解を示している。あえて言うならば、一般質問通告書は公文書である。審査対象議員が第3回審査会で「議員しか見られない資料」と述べているのは、認識が間違っている。

③ 請求人が指摘する(2)「個人を特定し得るような状況を作り、個人攻撃とも捉えられるような発言を行った」という点は、会議録を読み返しても確認できる。個人が特定し得るという点について対象議員は弁明で「十分私は配慮した」と述べているが、本会議での発言は、どこの自治振興会・まちづくり協議会の役員なのか、充分特定しうる要素を含んだ発言であった。

(2) 今回、審査対象議員による一般質問の組み立ては、「自治振興会・まちづくり協議会の役員が関わった疑いのある公金(国庫補助金)の不正受給(新聞報道)」に関連して、「そのような方が会長されているということは、自治振興会・まちづくり協議会を通じて、本来であれば、市民の生活向上のために、使われるべき大切な公金が不当に私的に流用されている、もしくは今後もされるおそれがあり、市民にとってはとて

も不幸なことでございます」と発言し、自治振興会・まちづくり協議会を所管する総合政策部長に調査するよう求めている点であるが、これは一般質問の組み立てとして無理がある。

①審査会では、「自治振興会・まちづくり協議会に関する公金支出の不正」であれば、総合政策部長にその事実確認を求めるのは当然のことではあるが、第3回審査会では、審査対象議員から「この一件だけで十分私は追及できると判断したので一般質問に臨ませていただいたわけです」と述べるとともに、甲賀市の公金不正について確証をもって言ったわけではない、ことも確認した。

②総合政策部長が「現在のところ確認をする必要がないという判断をしている」と述べているが、それは当然である。審査対象議員は、再三にわたって再質問を繰り返しているが、甲賀市の公金不正事案ではないので、それ以上答える術はない。

(3)第3回審査会で審査対象議員から、この一般質問に関連して、当該する自治振興会・まちづくり協議会の役員から大津地裁に仮処分の申し立てがされていることを受け「もし私が地方自治法の範囲から超えていたならば、司法の場で判定されることから、司法の判断に委ねるべきであり、この政治倫理審査会で重ねて審査する意味はありません。裁判所とこの政治倫理審査会で、仮に異なる判定が下された場合、司法の判断こそ優先されるべきであり、その観点からも全く意味のないことであります」と述べている点は、看過できない発言である。

①甲賀市議会議員政治倫理条例に基づき、設置された政治倫理審査会において、審査対象議員がとるべき態度は、甲賀市議会議員政治倫理条例第8条第6項で示されているように「誠実に応える義務を負う」である。大津地裁に申請中の仮処分命令の行方についてここで述べる必要はない。審査対象議員は「司法が判断したら、…ちゃんとそれは認めて、素直に謝るつもりでおりますが、その結果はまだ出ておりません。」「なぜ司法の結果を待てないのか」という発言があったが、委員全員が確認したように、司法の場で問われている件と、今回政治倫理審査会にかけられている請求事案とは全く別物である。本審査会は、甲賀市議会議員政治倫理条例に基づき請求され、設置されたもので、それに基づき審査会で判断するために聞き取りをしているのであって、真摯に向き合う姿勢とは言えない。

②第3回審査会において、審査対象議員に対して「政治倫理」に対する認識を問うたが、明確な回答がなかった。なぜ政治倫理基準違反

として審査請求が出されているのか。その理解が不十分ともいえる。
この間、SNSでの不適切な発信も同じ認識によるものと思われる。

- (4) 甲賀市議会議員政治倫理条例第3条の規定に違反すると認められたことを受けて、同条例第11条第2項の「議会が講じるべき措置」について、回を重ねて慎重に審査した結果、第2号の「陳謝の勧告」としたのは、次の点である。

① 第11条第2項第1号は「戒告」である。審査会では、すでに本会議終了後、議長から指摘もあり、全員協議会で複数の議員から「不適切な発言だった」とする旨の発言があったが、第3回審査会での姿勢と同様に、反省がない。すでにいわゆる「戒告」は行っている、というのが共通認識であった。

② よって、議会として第2号の「陳謝の勧告」をすることが適当であることを委員全員で確認した。なお、本審査会としては、本会議での陳謝を求めることも確認した。

審査結果に至る議論の経過とポイントは、以上である。

《資料》

■第1回審査会 7月10日(金) 14時開会・14時51分閉会

◇議長より政治倫理審査会設置と設置理由を説明。

◇委員長に山岡光広(日本共産党甲賀市議員団)、副委員長に堀郁子(公明党)を選任。委員に西村慧(凜風会)、小倉剛(瑞誠の会)、福井進(会派に所属しない議員)の5名で審査にあたることを確認。

■第2回審査会 7月13日(月) 9時30分開会・11時7分閉会

◇審査請求代表者の谷永兼二議員(凜風会)、請求者の木村眞雄議員(公明党)、出口雅之議員(凜風会)の3名から、請求事案について説明を聞き、その後質疑を行った。

■第3回審査会 7月24日(金) 13時開会・14時39分閉会

◇審査対象議員の糸目仁樹議員から弁明を聞き、その後質疑を行った。

■第4回審査会 7月29日(水) 9時30分開会・12時6分閉会

◇議会事務局及び戎脇浩議長から、質問通告から本会議に至る経過と問題意識を聞いた。

◇審査対象議員が、第3回審査会で「事前の協議で確認した内容と違う答弁をした」と発言したので、事前協議と答弁に立った当時の総合政策部長・市民活動推進課長から経過を聞いた。

■第5回審査会 8月7日(金) 9時30分開会・11時57分閉会

◇委員による自由な意見交換を保障するため、第5回審査会については非公開とした。

◇請求事案について事実確認を行うとともに、政治倫理基準について反するかどうか、意見交換した。但し、「措置」については、結論を急がず十分検討して対応するため、結論は保留とした。

■第6回審査会 8月18日(火) 14時12分開会・15時15分閉会

◇第6回審査会についても、非公開とした。

◇第5回審査会で結論を保留していた「措置」について議論し、委員の総意を確認した。

◇「審査結果報告書(案)」を提案し、訂正・加筆した。

■「政治倫理審査会審査結果報告書」 戎脇浩議長に8月24日(月)提出。